

第58回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月29日（火曜日）

午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

東京都新宿区西新宿六丁目8番2号
BIZ新宿1階 多目的ホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えの無いようご注意ください。)

議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

 **日建工学株式会社**

証券コード：9767

目 次

第58回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(提供書面)	
事業報告	26
連結計算書類	43
計算書類	50
監査報告書	57

新型コロナウィルス感染症に関するお知らせ

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での新型コロナウィルス感染症の状況やご自身の体調にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

ご来場される株主様へのお願い

- ・会場内ではマスクの常時着用と消毒液の使用についてご協力をお願いいたします。
- ・当日は検温をさせていただき、発熱が認められる場合や体調不良と見受けられる場合には、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

株主各位

証券コード 9767
2021年6月8日

東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

日建工学株式会社

代表取締役社長 皆川 曜児

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）	
2 場 所	東京都新宿区西新宿六丁目8番2号 BIZ新宿1階 多目的ホール (会場が前回と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えの無いようご注意ください。)	
3 目的事項	報告事項	1. 第58期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第58期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件
4 議決権行使についてのご案内	2頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。	

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nikken-kogaku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.nikken-kogaku.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年6月29日 (火曜日)

午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください)



行使期限

2021年6月28日(月曜日)午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

※議決権行使書はイメージです。

第1号議案

第3号議案について

賛成の場合 → 賛に○印
反対の場合 → 反に○印

第2号議案について

全員賛成の場合 → 賛に○印
全員反対の場合 → 否に○印
一部候補者に反対の場合 → 賛に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、当該期の業績および先行きの見通し等を踏まえながら、内部留保とのバランスを考慮しつつ安定的に配当を実施して行くことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針を総合的に勘案し、下記のとおり1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 30円 配当総額 54, 712, 410円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	みなかわ ようじ 皆川 曜児	代表取締役社長	再任
2	うえだ たけし 植田 剛史	常務取締役	再任
3	いがらしどしや 五十嵐敏也	取締役	再任
4	だいもん ただし 大門 忠志	取締役	再任
5	おおしま のぼる 大島 登	社外取締役（独立役員）	再任 社外 独立
6	かねき まこと 金木 誠		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

みな
かわ

よう
じ

皆川 曜児 (1956年10月4日生)

所有する当社の株式数 7,115株
在任年数 12年
当事業年度の取締役会出席状況 13/13回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1983年4月 当社入社
2004年4月 当社執行役員財務経理部長
2009年6月 当社取締役管理部長兼人財成長企画室長
2010年12月 当社取締役管理部長兼事業部長
2014年4月 当社取締役財務部長兼事業管理部長

2015年6月 当社常務取締役
2016年4月 当社代表取締役社長(現任)

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役としてグループ経営改革を推進し、経営基盤の基礎固めを行い、企業価値の向上に注力してきました。これからもグループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献し、職務を適切に遂行できるものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

うえ
だ

たけ
し

植田 剛史 (1958年7月20日生)

所有する当社の株式数 1,500株
在任年数 3年
当事業年度の取締役会出席状況 13/13回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1984年4月 建設省入省
2005年7月 国土交通省港湾局開発課室長
2011年7月 国土交通省九州地方整備局河川部部長
2013年7月 国土交通省近畿地方整備局建設部部長
2015年7月 国立研究開発法人土木研究所企画部部長

2017年10月 当社顧問
2018年6月 当社常務取締役 経営企画管掌
(現任)

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

当社の常務取締役として経営企画を管掌し、災害行政で養った豊富な専門知識とマネジメント経験から事業の拡大向上を実現し、経営に参画してきました。これからもグループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献し、職務を適切に遂行できるものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

い が らし とし や
五十嵐 敏也 (1957年9月1日生)所有する当社の株式数 1,300株
在任年数 6年
当事業年度の取締役会出席状況 13/13回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1983年4月 当社入社
 2004年4月 当社執行役員土木シート事業部長
 2007年4月 当社執行役員事業企画部長
 2009年4月 当社執行役員事業統括管理部長
 2011年4月 当社執行役員東北営業所長

2012年4月 当社執行役員東北復興事業部長
 2015年6月 当社取締役 事業部門管掌(現任)

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

当社の取締役として事業部門を管掌し、豊富な専門知識とマネジメント経験を有し、事業価値の向上に参画し事業の拡大を行ってきました。これからもグループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献し、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

だい もん ただ し
大門 忠志 (1957年5月22日生)所有する当社の株式数 1,805株
在任年数 4年
当事業年度の取締役会出席状況 13/13回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1980年4月 当社入社
 2004年4月 当社執行役員関東営業部長
 2007年4月 当社執行役員九州営業所長
 2013年4月 当社執行役員西日本事業部事業部長
 2015年4月 当社執行役員事業部長

2016年4月 当社執行役員型枠貸与事業部長
 2017年4月 当社執行役員技術部長兼営業部長兼九州営業部長
 2017年6月 当社取締役 管理部門・技術部門管掌(現任)

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

当社の取締役として管理部門および技術部門を管掌し、豊富な専門知識とマネジメント経験を有し、経営に参画しグループ管理機能強化を進めてきました。これからもグループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献し、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

おお
しま
大島

のばる
登 (1941年7月31日生)

所有する当社の株式数 一株
在任年数 5年
当事業年度の取締役会出席状況 13/13回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1967年4月 農林省入省
1983年4月 水産庁漁港部計画課漁港計画専門官
1992年7月 水産庁漁港部計画課長
1997年7月 水産庁漁港部部長

2000年5月 全日本漁港建設協会会长
2011年5月 全日本漁港建設協会顧問(現任)
2016年6月 当社社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

全日本漁港建設協会 顧問

社外取締役候補者とした理由

行政および協会活動を通じて養われた企業活動に関する高い見識を有しており、当社が期待する経営戦略や事業改革の観点からの積極的な意見、提言等をいただいている。同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、前記の理由により、社外取締役としての業務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれではなく、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

かね
木
金木

まこと
誠 (1953年10月2日生)

所有する当社の株式数 一株
在任年数 一年
当事業年度の取締役会出席状況 一/一回

新任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1977年4月 建設省入省
1995年4月 建設省北陸地方建設局 阿賀野川工事事務所 事務所長
2006年4月 国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 流域管理研究官

2007年4月 財団法人日本建設情報総合センター CORINS/TECRISセンター長
2009年8月 日本基礎技術株式会社 常勤顧問
2019年4月 日本振興株式会社 顧問
2019年6月 一般社団法人現場技術土木施工管理技士会 常務理事(現任)

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

社外取締役候補者とした理由

行政および会社事業運営を通じて養われた企業活動に関する高い見識を有しており、当社の経営戦略や組織改革等について積極的な意見、提言等をいただけるものと期待しております。同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、前記の理由により、社外取締役としての業務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれではなく、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といきました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大島登氏および金木誠氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、大島登氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届出を継続する予定であります。
なお、同氏は全日本漁港建設協会の顧問であり、当社と全日本漁港建設協会との間には、特別な関係はありません。
同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
4. 金木誠氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
なお、同氏は一般社団法人現場技術土木施工管理技士会の常務理事であり、当社と一般社団法人現場技術土木施工管理技士会との間には、特別な関係はありません。
5. 当社は、当社および当社子会社におけるすべての取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は「事業報告 2会社の現況
(3) 会社役員に関する状況 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されると、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

2018年5月28日開催の取締役会及び2018年6月27日開催の当社第55回定時株主総会において決議し更新いたしました、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます。）の有効期間が、上記定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、旧対応方針は本年6月29日開催予定の第58回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもってその有効期間が満了することになります。

当社は、旧対応方針の有効期間満了に先立ち、買収防衛策をめぐる諸々の動向や社会・経済情勢の変化等を勘案しつつ、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保の観点から、継続の是非も含め、そのあり方について検討してまいりました。かかる検討の結果、2021年5月24日開催の当社取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「本基本方針」といいます。）を維持することを確認し、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧対応方針について一部変更を行ったうえで継続すること（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、及び本対応方針継続の承認議案を本定時株主総会に提出することを決定し、その旨を公表いたしました。

なお、本対応方針においては、日付、語句の修正その他文言の整理等を行っておりますが、旧対応方針の内容から実質的な変更はございません。

本対応方針を決議した取締役会には社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、その全員が、本対応方針の運用が適正に行われることを条件に、本対応方針の継続に賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、本対応方針の継続について株主の皆様にご承認をお願いするものであります。本議案が株主総会に出席された株主の皆様の議決権の過半数をもってご承認をいただいた場合には、本対応方針の有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。また、本対応方針の継続後当初に予定される独立委員会委員の氏名及び略歴は別紙3に記載のとおりです。

本対応方針の内容は、後記のとおりであります。

記

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、社会基盤整備の分野において、国土防災と豊かな自然環境との調和に貢献する製品・工法を提供する当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、①製品・工法開発力、②技術力、③柔軟な供給体制、④取引先等との強固な信頼関係、⑤地域経済・社会への貢献が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等、買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、Ⅱ3.をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう（詳細につきましては、Ⅱ4.(1)のイ.ないしニ.をご参照ください。）と認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針にしたがって適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

II 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、(i)特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、(ii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）または、(iii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注4）（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）にしたがっていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 本対応方針継続の必要性

Iで述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールにしたがって、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会及び独立委員会は、かかる情報が提供された後、それぞれ、大規模買付行為に対する当社取締役会及び独立委員会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し必要に応じ開示いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

2. 独立委員会

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者（注5）の中から選任します。なお、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

本対応方針においては、下記Ⅱ.4. (1) に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記Ⅱ.4. (2) に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動することがある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合にあたるか否かの判断（下記Ⅱ.4. (1) をご参照ください。）、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅱ.4. (2) をご参照ください。）、対抗措置を発動・不発動・停止・変更すべきか否かの判断（下記Ⅱ.4. をご参照ください。）等、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

3. 大規模買付ルールの内容

（1）情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当社提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を、速やかに独立委員会に提供するものとします。本必要情報の具体的な内容は大規模買付者の属性並びに大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

なお、意向表明書及び本必要情報その他大規模買付者が当社に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券（金融商品取引法第2条第2項に規定する有価証券をいいます。以下同じとします。）、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引（デリバティブ取引、貸借取引及び担保取引を含みます。）の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的な方策

⑨大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）が過去5年間に行った企業買収、資本提携等の実績（当該企業買収、資本提携等の相手方企業の具体的な名称・事業内容、当該企業買収、資本提携等の実行までの経緯、実行後の相手方企業の業績の変化及び相手方企業において実現したシナジーの具体的な内容等の情報を含みます。）

⑩その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点での全部または一部を開示します。

（2）当社取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮詢し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動の勧告または対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動または株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的な期間及びその具体的な期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則にしたがって直ちに株主の皆様に対して開示します。

（3）当社取締役会による決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動または株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様に対し対抗措置発動の可否についてお諮りするため、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。

これらの取締役会決議を行った場合、株主総会が開催された場合等において、当社は適切と認められる情報を、適時適切に開示いたします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見を参考にし、監査役の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります（対抗措置として具体的に講じる手段については、下記4.（2）をご参照ください。）。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、原則として株主総会招集の決議を行い、当該株主総会の決議にしたがって、対抗措置を発動することができます（株主総会を開催する場合の手続きについては、上記3.（3）をご参照ください。）。

- イ. 次の①から④までに掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為である場合
- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもつて一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ロ. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合
- ハ. 大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- ニ. 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見を参考にし、監査役の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、次のとおり対抗措置発動を中止または停止することができるものとします。

- ①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議または株主総会決議に基づき、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則にしたがって適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するため、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締

役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することができます。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、本総会における株主の皆様の承認を条件として、同承認があった日より継続されることとし、継続後の有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とします。

ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示します。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかに開示いたします。

7. 法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、2021年5月24日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）

または、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）

または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

以上

(別紙1)

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（ただし、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等

の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7.新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8.当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭等を交付することは予定していない。

- ③ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

(別紙2)

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上で構成される。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に助言・勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこ

とを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ①大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④大規模買付者による大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合にあたるか否かの決定
- ⑤大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨大規模買付ルールの継続・変更・廃止
- ⑩その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

(別紙3)

独立委員会委員の氏名及び略歴

【氏名】 遠藤 勝利

【略歴】 1942年6月生まれ

1999年7月 蒲田税務署長

2000年9月 遠藤税理士事務所開設（現任）

2004年6月 当社監査役（現任）

遠藤 勝利氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】 高安 博之

【略歴】 1959年1月生まれ

1989年8月 公認会計士登録

1990年10月 太陽監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入社

2001年4月 公認会計士高安博之事務所開設（現任）

2020年6月 当社監査役（現任）

高安 博之氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】 本村 健

【略歴】 1970年8月生まれ

1997年4月 弁護士登録・岩田合同法律事務所入所（現任）

2003年6月 University of Washington School of Law (LL.M.)

2003年10月 ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所

(Steptoe & Johnson LLP) ワシントン・オフィス勤務

2007年6月 学校法人大妻学院、大妻女子大学・監事

2007年9月 慶應義塾大学法科大学院（ロースクール）・非常勤講師

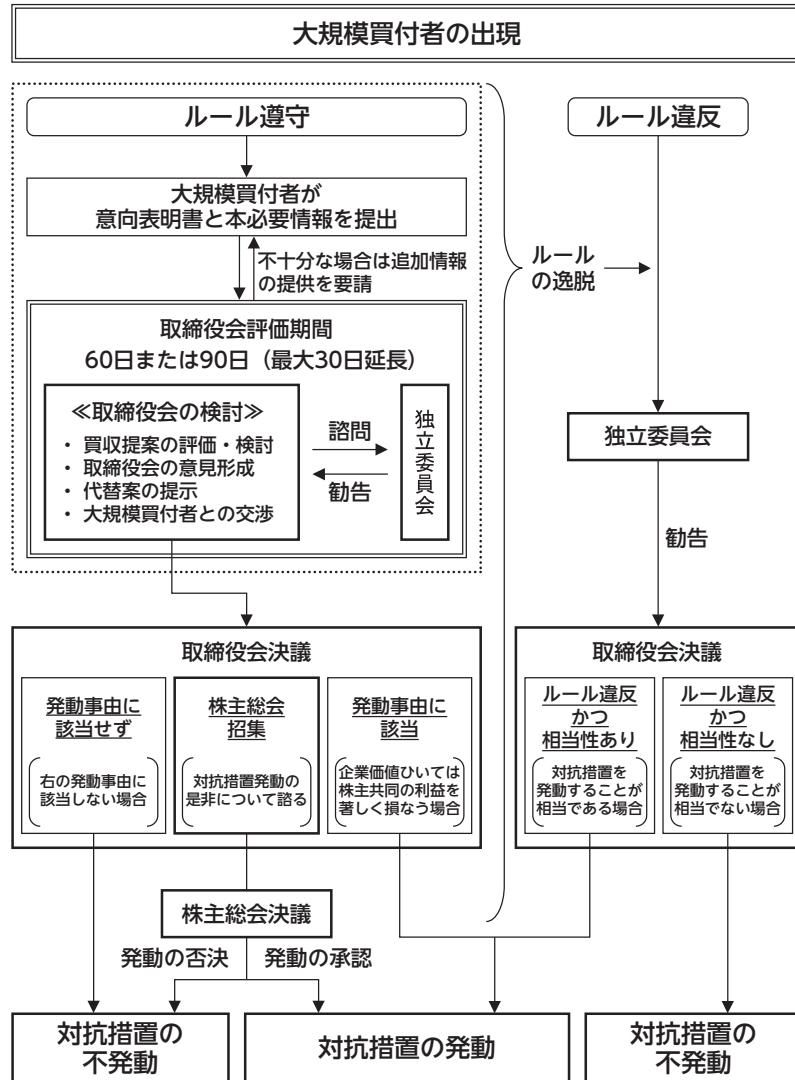
2015年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官

2019年4月 東京大学客員教授（東京大学大学院法学政治学研究科付属
ビジネスロー・比較法政研究センター（IBC））

本村 健氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以上

本対応方針のイメージ図



以上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化することにより経済活動が変動し、不透明な状況で推移いたしました。

建設業界関連におきましては、公共投資は底堅く概ね堅調に推移しておりますが、建設業界における労務単価、建設資材価格等の動向にも注視が必要な経営環境が依然として続いております。

このような経営環境のもと当社グループは、東日本大震災の復興事業が収束する事業環境を乗り越え、新たな受注の獲得と利益向上へ取り組むと共に、合理化・効率化施策を継続実施してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、10,592百万円（前期比31.0%増）となりました。また、東日本大震災の復興事業に係る在庫商品等の評価損及び除却処分として120百万円を計上する一方で、収支改善への取組みを継続し、固定費は減少し、営業利益は1,223百万円（前期は70百万円の営業利益）、経常利益は1,278百万円（前期は101百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,014百万円（前期は79百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）と大幅な増収増益となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

型枠貸与事業

売上高

2,756百万円

(前連結会計年度比48.7%増)

前年度までの台風や集中豪雨による災害復旧工事の増加により、型枠貸与事業が拡大し、売上高は2,756百万円（前期比48.7%増）となり、営業利益は802百万円（前期比848.0%増）となりました。

資材・製品販売事業

売上高

7,835百万円

(前連結会計年度比25.7%増)

災害に対応した河川用護岸ブロックの出荷が進捗し、その他のプレキャスト製品及び土木シート製品の出荷も増加し、売上高は7,835百万円（前期比25.7%増）となり、営業利益は420百万円（前期は13百万円の営業損失）となりました。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮しつつ安定的な配当を実施していくことを基本方針として、将来の事業展開と経営体質及び財務体質の強化並びに配当金の安定性と継続性を総合的に勘案した結果、1株当たり30円とさせていただきます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、382百万円であり、その主なものは鋼製型枠であります。

③ 資金調達の状況

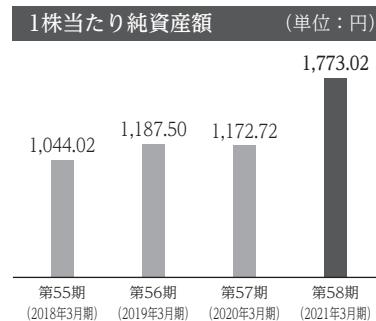
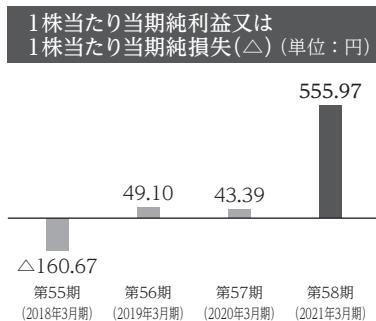
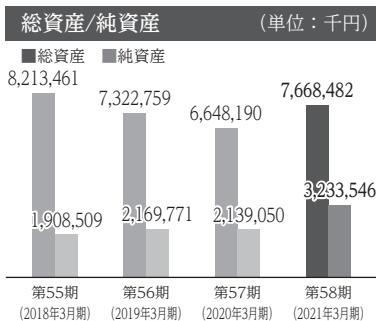
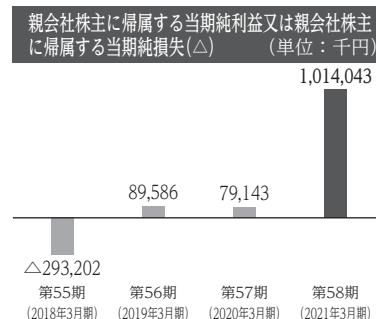
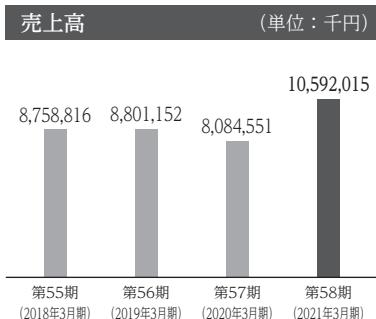
当連結会計年度においては、銀行借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースにより、所要資金を賄いました。

(事業別売上高)

(単位：百万円)

事業	第57期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで		第58期（当連結会計年度） 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	
	金額	構成比（%）	金額	構成比（%）
型枠貸与事業	1,853	22.9	2,756	26.0
資材・製品販売事業	6,230	77.1	7,835	74.0
合計	8,084	100.0	10,592	100.0

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	第55期 (2018年3月期)	第56期 (2019年3月期)	第57期 (2020年3月期)	第58期 (当連結会計年度) (2021年3月期)	
売上高	(千円)	8,758,816	8,801,152	8,084,551	10,592,015
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△326,084	129,947	101,793	1,278,966
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△293,202	89,586	79,143	1,014,043
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		△160円67銭	49円10銭	43円39銭	555円97銭
総資産	(千円)	8,213,461	7,322,759	6,648,190	7,668,482
純資産	(千円)	1,908,509	2,169,771	2,139,050	3,233,546
1株当たり純資産額		1,044円02銭	1,187円50銭	1,172円72銭	1,773円02銭

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第55期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
三省水工株式会社	100,000	100	消波、根固、漁礁ブロック製作用型枠の研究開発及び賃貸、製造販売、舗装用資材及び漁礁用資材の販売
東洋水研株式会社	50,000	90	消波根固ブロックの型枠賃貸及びコンクリート二次製品、自然石製品の販売
NK関西工建株式会社	10,000	100	鋼製型枠の保管、保修、輸送、施工

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による影響は、ワクチン接種による感染症収束への期待と変異種による感染症拡大のリスクを抱え、先行き不透明な状況にありますものの、当社グループを取り巻く事業環境において限定的な範囲に留まると予測しております。

当社グループの主たる業務は、港湾、漁港、海岸、河川、砂防分野における波浪、地震、火山、豪雨、土砂災害等に対する緊急性の高い国の防災・減災対策事業に関わる事業であり、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化に直面するなかで、中長期的に事業機会は漸増すると予測しており、持続可能な社会の実現に貢献していくものと考えております。

当社グループは、公共の災害復旧事業の増減により年度ごとの収益は変動いたしますが、防災・減災に適応した製品・工法を提供し、引き続き型枠貸与事業における市場占有率の拡大と固定費の効率的な運用に務め、事業環境変化とリスクに耐えうる柔軟な事業運営により安定した収益を確保し、既存事業の成長モデル再生へ企業体質の変換を進めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、型枠貸与事業および資材・製品販売事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 型枠貸与事業

主に消波根固ブロックの製造用鋼製型枠の貸与を行っております。

② 資材・製品販売事業

護岸ブロック等のコンクリート二次製品、連結した自然石製品、吸出防止、洗掘防止、遮水等の土木シート製品等の販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

① 当社の本社および営業所

本 社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

営業所 北海道、東北、関東信越、中部北陸、近畿中国、四国、九州、沖縄

駐在員事務所 ハノイ

② 子会社の本社

名 称 三省水工株式会社

本 社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

名 称 東洋水研株式会社

本 社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

名 称 N K関西工建株式会社

本 社 徳島県名西郡石井町藍畠字西覚円944番地1

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
型枠貸与事業	79名	6名減
資材・製品販売事業	50	9名減
全社（共通）	20	—
合 計	149	15名減

(注) 使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93名	5名減	51.6歳	14.6年

(注) 使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社三菱UFJ銀行	437,500
株式会社商工組合中央金庫	216,350
株式会社みずほ銀行	6,632

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	3,899,700株
② 発行済株式の総数	1,862,254株
③ 株主数	2,447名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
フリージア・マクロス株式会社	237,400	13.02
株式会社ジェイ・エム・イー	128,802	7.06
技研ホールディングス株式会社	126,300	6.93
菊池 恵理香	112,840	6.19
行本 卓生	76,783	4.21
日本国土開発株式会社	61,600	3.38
日本生命保険相互会社	57,695	3.16
今井 正利	55,700	3.05
INTERACTIVE BROKERS LLC	45,700	2.51
株式会社三菱UFJ銀行	44,913	2.46

(注) 持株比率は、自己株式38,507株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する状況

① 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	皆川 曜児	
常務取締役	植田 剛史	経営企画管掌
取締役	五十嵐敏也	事業部門管掌
取締役	大門 忠志	管理部門・技術部門管掌
取締役	大島 登	全日本漁港建設協会顧問
取締役	吉本 俊裕	
常勤監査役	北 喜治	
監査役	遠藤 勝利	遠藤勝利税理士事務所代表
監査役	高安 博之	公認会計士高安博之事務所代表

- (注) 1. 取締役大島登氏および取締役吉本俊裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役遠藤勝利氏および監査役高安博之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役遠藤勝利氏は、税理士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役高安博之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役大島登氏、取締役吉本俊裕氏および監査役高安博之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

イ. 就任

2020年6月26日開催の第57回定時株主総会において、高安博之氏が監査役に新たに選任され、社外監査役に就任いたしました。

ロ. 退任

2020年6月26日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役の二宮裕氏は辞任により退任いたしました。

ハ. 当事業年度中の取締役および監査役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社子会社におけるすべての取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役個人別の報酬の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬検討委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬検討委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、役位、業務執行状況および会社の業績見込み、従業員の給与水準等、当社の定める一定の基準に基づき決定しております。中長期的な企業価値の向上へ向けたインセンティブとして機能する株式報酬等の制度は実施しておりません。

取締役の報酬の決定方法は、取締役会の諮問を受けた指名・報酬検討委員会が上記の基準から報酬額を算定し、妥当性を審議のうえ、取締役会に答申し、その後取締役会で決議し決定しております。

監査役の報酬については、指名・報酬検討委員会の答申を受け、月額定額報酬として監査役の協議により決定しております。

b. 基本報酬に関する方針

当社取締役の「基本報酬」は、a.基本方針に基づき前年度業績と中長期的な業績、取締役の役割や役位等に応じた年額の基準額を12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。

c. 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する方針

当社では、業績連動報酬等および非金銭報酬等の支給は行っておりません。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社では金銭による基本報酬のみを支給しております。

e.報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社では「基本報酬」年額の基準額を12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の関与・助言の機会を適切にすることにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会に任意の諮問機関として指名・報酬検討委員会を設置しております。

指名・報酬検討委員会の委員は、取締役会の決議により選任し、委員7名で構成し、その過半数は社外役員であり、社外取締役2名、社外監査役2名としております。指名・報酬検討委員会の委員長は、委員である社外役員の中から、指名・報酬検討委員会の決議によって決定しております。指名・報酬検討委員会は、主に次の事項を審議し、取締役会に答申しております。

- ・当社の株主総会に提出する取締役および監査役の選任および解任に関する議案の内容
- ・当社の代表取締役および役付取締役の選定および解職
- ・当社の取締役の報酬等に関する方針および制度
- ・当社の取締役の個別の報酬等の内容
- ・当社の株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容

四. 当事業年度に係る報酬の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬の種類(千円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	48,711 (6,420)	48,711 (6,420)	— (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	7,800 (3,600)	7,800 (3,600)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	56,511 (10,020)	56,511 (10,020)	— (—)	— (—)	10 (5)

- (注) 1. 上表には2020年6月26日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役は一名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。
4. 当社は、2011年6月28日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に応じて計上した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。なお、当事業年度において退任した社外監査役1名に対し、上表のほか監査役の協議により第44期(2006年度)以前計上済分を含む731千円を支給いたしました。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
社外監査役遠藤勝利氏は、遠藤勝利税理士事務所代表であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役高安博之氏は、公認会計士高安博之事務所代表であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 大島 登	13回	100.0%	—	—
取締役 吉本俊裕	13回	100.0%	—	—
監査役 遠藤勝利	13回	100.0%	14回	100.0%
監査役 高安博之	11回	100.0%	10回	100.0%

（注）監査役高安博之氏は、2020年6月26日開催の第57回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は10回であります。

・取締役会および監査役会における発言状況と期待される役割に関して行った職務の概要

取締役大島登氏は、当社が期待する土木行政および協会活動を通じて養われた企業活動に関する高い見識等に基づく、適切な助言、提言等の意見表明を行なっております。

取締役吉本俊裕氏は、当社が期待する行政および会社事業運営を通じて養われた企業活動に関する高い見識等に基づく、適切な助言、提言等の意見表明を行なっております。

監査役遠藤勝利氏は、当社が期待する行政および税務を通じて養われた企業活動に関する高い見識等に基づいた、経営に対する客観的・中立的立場からの意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・合理性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、議案審議の必要に応じて発言を行っております。

監査役高安博之氏は、会計監査および企業税務に関する広範な知識と専門性を活かし、当社が期待する取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査結果の意見交換および議案審議の必要に応じて発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・マニュアル」を制定し行動規範を定めており、コンプライアンス委員会がコンプライアンス推進方針の作成・改定、体制の維持・管理、教育・啓蒙を統括しております。

また、「内部通報制度」に基づいた通報窓口を設置し、監視体制を整備しております。

さらに監査部門による内部監査を行い、これらの実効性を確保するために体制の見直し、強化を図ってまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要会議である取締役会、部長会の議事録を作成し、社内規程により保管しております。その他の重要な職務の執行に係る情報については、すべて稟議規程、文書取扱規程に則り文書化されており、これを規程により保管しております。

法令、社内規程の定める保管期間が終了した文書等は、確実に裁断あるいは消去いたします。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理規程により社内各部署において関連するリスクの洗い出し、リスク額の算出、リスク額軽減の対策を検討し、半期に一度取締役会に報告することとしております。

取締役会はその結果の妥当性、対策の有効性などを検討し、速やかにリスク回避・軽減対策の実行を指示してまいります。

また、大きな損失の発生の可能性が明らかになった場合、速やかに社長にまで報告が上がる体制を構築しており、速やかな危機管理につなげてまいります。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保し、業務の専門化・高度化を図っていくために自主性を重んじながら、業務の適正を確保する体制についてはできる限りグループにおいて同一の体制を取ることとしております。さらに、子会社管理規程を定め、それに則って子会社の役員人事、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務付けております。また、「コンプライアンス・マニュアル」「リス

ク管理規程」については同一の規程を使用して子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に努めております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役を補助する使用者を置き、使用者に対して監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役からの指示の実効性を確保します。

また、監査役会の意見を十分に考慮して決定するものといたします。

⑦ 当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用者は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとして取締役からの独立性を確保し、その人事異動、人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとします。

⑧ 取締役および使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役監査規則を定めており、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて取締役および使用者から重要事項の報告を受けるものとしております。また業務執行に関する重要な文書、帳簿を閲覧し、必要に応じて取締役および使用者から報告を受けるものとしております。

⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社および子会社の取締役及び使用者は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取り扱いも受けないものとしています。

⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用または債務について、法令に則って適正に処理するものとしています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるためには、代表取締役の監査役監査の重要性と有用性に対しての理解と、社内の十分な意思疎通が重要であると考えており、代表取締役と監査役、監査役と内部監査担当者、監査役と会計監査人は定期的に情報の交換を実施しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としてコンプライアンス規程を制定しております、また、内部監査を実施し、業務における遵法状況・リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び監査役会に報告し、連携を図っております。

・取締役の職務執行

定例の取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行っております。

業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役2名を選任しております。

・監査役の監査

各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

・財務報告に係る内部統制

内部統制内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の評価を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、社会基盤整備の分野において、国土防災と豊かな自然環境との調和に貢献する製品・工法を提供する当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠であると考えます。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、製品・工法開発力、技術力、柔軟な供給体制、取引先等との強固な信頼関係、地域経済・社会への貢献が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のため、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が下記③に記載する本対応方針にしたがって適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについての概要

当社は、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

イ. コアビジネスの強化

政府の国土強靭化策による全国の防災・減災対策事業や社会資本整備の更新、南海トラフ対策等への消波コンクリートブロックの供給、環境二次製品等の高機能化、高付加価値化、及び市場に合致した製品開発を推進することにより、コアビジネスを強化します

ロ. 技術力向上による製品・工法開発の推進

生態系との対立ではなく共生を目指す環境活性コンクリートをコンクリート製品に使用する取り組みが、新たな市場の開発と、社会基盤整備の枠を広げる展開を推進しています。このような展開は、技術士及び社会人ドクターの取得、更に論文発表等を会社制度として支援し、技術者の技術力の向上を推進していることから生まれるものであると考えます。

ハ. 國際事業の強化

製品供給体制をより充実させ、東南アジア各国の旺盛な社会基盤整備需要に対応した製品・工法を提供できる体制を整え、国際事業を強化します。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2015年4月24日付取締役会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」を導入し、同年6月26日開催の定時株主総会において、その継続について株主の皆様のご承認をいただきました。また、有効期間満了に当たり「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続」（以下「本対応方針」といいます。）を2018年6月27日開催の第55回定時株主総会において、その継続について株主の皆様のご承認をいただきました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）または、

結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求める。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があり得ます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表するとともに必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客觀性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権行使し、当社普通株式を取得することができるものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2018年6月27日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nikken-kogaku.co.jp/ir/index.html>）に掲載する2018年5月28日付プレスリリースをご覧ください。

④ 上記②、③の取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができるとしていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客觀性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注)本対応策は2021年6月29日開催予定の定時株主総会(以下「本株主総会」と言います。)の終結の時をもって有効期間が満了することから、2021年5月24日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を一部変更したうえで、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類第3号議案をご覧ください。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	6,365,976
受取手形	2,524,172
電子記録債権	1,355,654
売掛金	457,418
商品及び製品	1,663,810
原材料及び貯蔵品	272,844
その他	12,978
貸倒引当金	87,857
△8,761	
固定資産	1,302,506
有形固定資産	449,812
建物	21,578
鋼製型枠	139,187
機械装置	1,996
車両運搬具	247
器具備品	2,528
土地	52,870
リース資産	231,403
無形固定資産	18,167
ソフトウエア	8,092
その他	10,074
投資その他の資産	834,525
投資有価証券	623,302
敷金	65,301
破産債権等	146,840
その他	147,411
貸倒引当金	△148,330
資産合計	7,668,482

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科目	金額
負債の部	
流動負債	
支払手形	3,571,665
買掛金	1,607,464
1年内返済予定の長期借入金	800,411
未払金	195,983
未払法人税等	240,048
未払消費税等	278,502
設備支払手形	204,828
リース債務	37,125
その他	89,526
△117,774	
固定負債	863,269
長期借入金	467,500
リース債務	155,987
退職給付に係る負債	125,040
繰延税金負債	76,929
その他	37,811
負債合計	4,434,935
純資産の部	
株主資本	3,093,158
資本金	1,004,427
資本剰余金	541,691
利益剰余金	1,612,705
自己株式	△65,666
その他の包括利益累計額	140,388
その他有価証券評価差額金	140,388
非支配株主持分	—
純資産合計	3,233,546
負債・純資産合計	7,668,482

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	10,592,015
売上原価	7,973,007
売上総利益	2,619,007
販売費及び一般管理費	1,395,950
営業利益	1,223,056
営業外収益	
受取利息	152
受取配当金	24,929
貸倒引当金戻入額	8,553
たな卸資産処分益	4,067
為替差益	1,054
保険解約返戻金	25,560
雑収入	1,157
その他	2,272
	67,748
営業外費用	
支払利息	9,525
手形売却損	1,391
その他	921
	11,838
経常利益	1,278,966
特別利益	
固定資産売却益	4,828
特別損失	
固定資産処分損	453
税金等調整前当期純利益	1,283,341
法人税、住民税及び事業税	269,297
当期純利益	1,014,043
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,014,043

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,004,427	541,691	598,662	△65,256	2,079,524
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					—
親会社株主に帰属する当期純利益			1,014,043		1,014,043
自己株式の取得				△410	△410
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					—
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,014,043	△410	1,013,633
当期末残高	1,004,427	541,691	1,612,705	△65,666	3,093,158

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	59,526	59,526	—	2,139,050
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				—
親会社株主に帰属する当期純利益				1,014,043
自己株式の取得				△410
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	80,862	80,862		80,862
当連結会計年度中の変動額合計	80,862	80,862	—	1,094,495
当期末残高	140,388	140,388	—	3,233,546

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

3社
東洋水研株式会社
三省水工株式会社
NK関西工建株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ロ. たな卸資産の評価基準および評価方法
- ・商品及び製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

- （リース資産を除く） 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

ロ. リース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

ハ. 無形固定資産

- （リース資産を除く） 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、当社は執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、商品及び製品 272,844千円であります。

東北震災関連工事の終了を見据えて東北震災向けの商品及び製品の評価損及び除却損は適時に費用計上しておりますが、商品及び製品についての収益性の見積りが実際と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、上記の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,168,346千円

(2) 鋼製型枠
鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(3) リース資産
リース資産は、主にコンクリートブロック製造用型枠等であります。

(4) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

受取手形	983,190千円
定期預金	20,000千円
建物	4,903千円
土地	8,092千円
計	1,016,186千円

② 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	84,982千円
長期借入金	367,500千円
計	452,482千円

(5) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ総額	400,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	400,000千円

(6) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	500,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	500,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	1,862千株	－千株	－千株	1,862千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	38千株	0千株	－千株	38千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	54,712	30.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(注) 2021年6月29日開催の定時株主総会の議案として、提案しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資については設備投資計画に照らして、金融機関からの借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースで行っております。また、短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しております。余裕資金は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社は、営業債権について取引先の状況を取引相手先ごとに期日および残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の一部は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、市場金利の動向を確認しております。

リース債務（流動負債）およびリース債務（固定負債）は設備投資に係る所有権移転外ファイナンス・リースであり、償還日は決算日後最長で5年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
① 現金及び預金	2,524,172	2,524,172	—
② 受取手形及び売掛金	3,019,464	3,019,464	—
③ 電子記録債権	457,418	457,418	—
④ 投資有価証券	613,302	613,302	—
資産計	6,614,358	6,614,358	—
① 支払手形及び買掛金	2,407,875	2,407,875	—
② 長期借入金	663,483	662,553	△929
③ リース債務	245,514	244,948	△565
負債計	3,316,873	3,315,378	△1,494

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

① 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

③ リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	10,000千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産④投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,773円02銭
 (2) 1株当たり当期純利益 555円97銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,502,086
現金及び預金	1,041,665
受取手形	1,146,924
電子記録債権	457,418
売掛金	1,420,007
商品及び製品	202,550
原材料及び貯蔵品	444
前払費用	101,565
関係会社短期貸付金	88,500
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	133,200
その他	14,426
貸倒引当金	△104,616
固定資産	1,773,029
有形固定資産	360,345
建物	4,910
鋼製型枠	120,010
機械装置	997
器具備品	1,949
土地	1,073
リース資産	231,403
無形固定資産	14,565
ソフトウエア	7,797
その他	6,767
投資その他の資産	1,398,119
投資有価証券	560,942
関係会社株式	707,308
関係会社長期貸付金	188,600
敷金	62,693
破産債権等	146,840
その他	88,893
貸倒引当金	△357,159
資産合計	6,275,116

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,916,580
支払手形	1,467,338
買掛金	568,366
1年内返済予定の長期借入金	170,000
未払金	217,523
未払法人税等	200,300
未払消費税等	105,252
設備支払手形	37,125
リース債務	89,526
その他	61,147
固定負債	739,908
長期借入金	467,500
リース債務	155,987
退職給付引当金	14,871
繰延税金負債	76,929
その他	24,620
負債合計	3,656,489
純資産の部	
株主資本	2,476,181
資本金	1,004,427
資本剰余金	541,691
資本準備金	541,691
利益剰余金	995,729
利益準備金	251,106
その他利益剰余金	744,622
別途積立金	700,000
繰越利益剰余金	44,622
自己株式	△65,666
評価・換算差額等	142,445
その他有価証券評価差額金	142,445
純資産合計	2,618,626
負債・純資産合計	6,275,116

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	8,064,100
売上原価	6,309,934
売上総利益	1,754,166
販売費及び一般管理費	1,065,158
営業利益	689,008
営業外収益	
受取利息	7,570
受取配当金	22,176
為替差益	657
保険解約返戻金	14,921
たな卸資産処分益	3,764
雑収入	421
その他	754
	50,267
営業外費用	
支払利息	9,068
その他	40
	9,109
経常利益	730,166
特別利益	
固定資産売却益	1,354
税引前当期純利益	731,521
法人税、住民税及び事業税	185,000
当期純利益	546,521

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別積立	繰越利益金	利益剰余金合計
当期首残高	1,004,427	541,691	—	541,691	251,106	700,000	△501,899	449,207
当事業年度中の変動額								
剩余金の配当								—
当期純利益							546,521	546,521
自己株式の取得								—
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)								—
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	546,521	546,521
当期末残高	1,004,427	541,691	—	541,691	251,106	700,000	44,622	995,729

			評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△65,256	1,930,070	73,443	73,443	2,003,513
当事業年度中の変動額					
剩余金の配当					—
当期純利益		546,521			546,521
自己株式の取得	△410	△410			△410
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)			69,001	69,001	69,001
当事業年度中の変動額合計	△410	546,111	69,001	69,001	615,113
当期末残高	△65,666	2,476,181	142,445	142,445	2,618,626

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
・時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
③ たな卸資産の評価基準および評価方法	
・商品及び製品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法によっております。 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
② リース資産	リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
③ 無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 また、当社は執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、関係会社株式 707,308千円 および貸倒引当金（関係会社分を含む） 461,775千円であります。

一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各関係会社の計算書類を基礎とした純資産額等を評価し、適時に減損費用を計上しておりますが、純資産額等の見積りが実際と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、上記の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、商品及び製品 202,550千円については「連結計算書類 連結注記表 3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,584,230千円

(2) 鋼製型枠

鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(3) リース資産

リース資産は、主にコンクリートブロック製造用型枠等であります。

(4) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

受取手形 983,190千円

② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） 437,500千円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 237,901千円

② 長期金銭債権 188,600千円

③ 短期金銭債務 40,580千円

(6) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

東洋水研株式会社 8,000千円

三省水工株式会社 6,632千円

(7) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

（借手側）

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ総額 400,000千円

借入実行残高 -千円

差引額 400,000千円

(8) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸越限度額の総額	500,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	500,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	127,735千円
② 仕入高	344,288千円
③ 販売費及び一般管理費	240千円
④ 営業取引以外の取引高	7,433千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	38千株	0千株	一千株	38千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価額	9,757千円
関係会社株式評価損	28,828千円
貸倒引当金超過額	141,395千円
商品否認額	33,374千円
その他	20,346千円
計	233,702千円
評価性引当額	△233,702千円
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△76,929千円
繰延税金負債合計	△76,929千円
繰延税金負債の純額	△76,929千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
子会社	三省水工株式会社	所 有 直 接 100.0%	債務保証、 役員の兼任 資金の貸借関係、 債務保証、 役員の兼任	債務保証 (注 1)	6,632	—	—	
	東洋水研株式会社	所 有 直 接 90.0%		資金の回収	193,200	関係会社長期貸付金 (1年以内回収予定の関係会社 長期貸付金を含む)	266,800	
				利息の受取 (注 3)	6,787	関係会社短期貸付金	50,000	
				債務保証 (注 2)	8,000	—	—	
	NK関西工建株式会社	所 有 直 接 100.0%		資金の貸付	16,500	関係会社短期貸付金	38,500	
				利息の受取 (注 3)	645	関係会社長期貸付金	55,000	

- (注) 1. 三省水工株式会社の金融機関からの借入(6,632千円 2021年11月30日期限)について保証を行なったものであります。
 2. 東洋水研株式会社の金融機関からの借入(8,000千円 2021年11月30日期限)について保証を行なったものであります。
 3. 資金の貸付について、貸付に伴う利息は市場金利を勘案し決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,435円85銭
 (2) 1株当たり当期純利益 299円64銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

日建工学株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大木智博 ㊞

公認会計士 堤 康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日建工学株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日建工学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

日建工学株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大木智博 ㊞

公認会計士 堤 康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日建工学株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

日建工学株式会社 監査役会

常勤監査役 北 喜治

監査役 遠藤勝利

監査役 高安博之

(注) 監査役遠藤勝利および監査役高安博之は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

BIZ新宿 1階多目的ホール
BIZ新宿正面玄関通路は、2階となっておりますので、階段を下り、会場へお越しください。
所在地 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号
※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

交通

東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅下車 徒歩約5分
都営大江戸線 都庁前駅下車 徒歩約6分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。